

西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新たに小児科を主たる診療科とする診療所（以下「小児科医療機関」という。）を開設し、又は既存の小児科医療機関を承継する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する者をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 小児科 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号に規定する小児科の診療科をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において新たに小児科医療機関を開設する事業
- (2) 市内の既存の小児科医療機関を承継する事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 医師又は医療法人である者
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に小児科

医療機関を開設し、又は既存の小児科医療機関を承継し、以後10年以上継続する見込みである者

- (3) 一般社団法人西都市西児湯医師会に加入すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小児科医療機関を開設又は承継するための土地取得費、建物取得費、建物建設費、建物改修費、コンサルタント費、医療機器購入費その他診療を行うに当たって市長が必要と認める費用とする。ただし、土地取得費、建物取得費、建物建設費及び建物改修費については、医療の提供に要する部分に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、1,000万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 小児科医療機関開設及び承継促進支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 土地、建物、医療機器及び診療に必要な設備等の取得費用明細
- (4) 建物の配置図及び各階平面図
- (5) 勤務する医師の医師免許証の写し及び履歴書
- (6) 見積書等補助対象経費を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(交付方法)

第8条 補助金は、精算払により交付する。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 小児科医療機関開設及び承継促進支援事業実績報告書(様式第4号)
 - (2) 収支報告書(様式第5号)
 - (3) 申請者が小児科医療機関を開設若しくは承継する見込みであること又は開設者若しくは承継したことが確認できる書類
 - (4) 小児科医療機関の土地又は建物の登記簿謄本(土地又は建物取得費について申請する場合に限る。)
 - (5) 医療機器及び診療に必要な設備等の取得を証する書類
 - (6) 補助対象経費の支払を証する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 第7条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額をした

場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに報告し、規則第18条第2項に規定する返還命令があつたときは、当該仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(取得財産の管理等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第21条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とし、同項第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械、器具及び施設等で1件当たりの取得価格が100万円以上のものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

西都市長 様

住所

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名] ㊞

西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業補助金交付申請書

西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業補助金交付要綱に基づく 年度西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業補助金を次のとおり交付下さるよう西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 金 額 円

2 添付書類

- (1) 小児科医療機関開設及び承継促進支援事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 土地、建物、医療機器及び診療に必要な設備等の取得費用明細
- (4) 建物の配置図及び各階平面図
- (5) 当該小児科医療機関で勤務する医師の医師免許証の写し及び履歴書
- (6) 見積書等補助対象経費を証明する書類

様式第2号（第7条関係）

小児科医療機関開設及び承継促進支援事業計画書

1 小児科医療機関の概要

| | 新規開設 | 従前 (承継する場合のみ) |
|-------------|-------|------------------|
| 名称 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 所在地 | | |
| 開設（承継）予定年月日 | 年 月 日 | |

2 診療（予定）日及び診療（予定）時間

| 診療日 | 診療時間 | 従前 (承継する場合のみ) |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|
| 月曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 火曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 水曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 木曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 金曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 土曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 日曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 午後 時 分 ~ 時 分 | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定 を記入 () | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定 を記入 () |

3 診療体制

| 職 種 | 人 数 | 従 前 (承継する場合のみ) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 医 師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 看護師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 薬剤師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 事務員 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| その他の職員 | | |
| 職 名 _____ | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 職 名 _____ | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |

4 施設の規模及び構造等

| | 施設の規模及び構造 | 従 前 (承継する場合のみ) |
|--------------|---|---|
| 取得、賃貸 借の別 | 取得 ・ 賃貸借 | 取得 ・ 賃貸借 |
| 土地面積 | m ² (m ²) () 内は補助対象面積 | m ² (m ²) () 内は補助対象面積 |
| 建物構造 | 造 階建 | 造 階建 |
| 建物面積 | 建築面積 m ² 延床面積 m ² (m ²) () 内は補助対象面積 | 建築面積 m ² 延床面積 m ² (m ²) () 内は補助対象面積 |

※小児科医療機関の施設が併用住宅の場合は、補助対象土地面積は建物に占める医療提供施設の割合で算出すること。ただし、併用住宅であっても小児科医療機関のためだけに利用する土地（専用駐車場など）はこの限りではない。

収支予算書

（小児科医療機関の名称） _____

| 区 分 | | 金額（円） | 積算内訳 |
|--|---|-------|---|
| 収 入 | 西都市小児科医療機関 開設及び承継促進支援 事業補助金(当補助金) | ① | (①-②) × 1 / 2 注) 1千万円を上限とし、市の予算 の範囲内の金額とする。千円未 満の端数は切り捨てる。 |
| | その他の補助金 | ② | |
| | その他自己資金等 | ③ | |
| | 計 | ④ | =① |
| 支 出 （ 補 助 対 象 経 費 ） | 土地取得費 | ⑤ | |
| | 建物取得費又は 建物建設費 | ⑥ | |
| | 建物改修費 | ⑦ | |
| | コンサルタント費 | ⑧ | |
| | 医療機器購入費 | ⑨ | |
| | その他必要と認められ る費用 | ⑩ | |
| | 計 | ⑪ | =④ |

小児科医療機関開設及び承継促進支援事業実績報告書

1 小児科医療機関の概要

| | 新規開設 | 従前 (承継する場合のみ) |
|-----------|-------|------------------|
| 名称 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 所在地 | | |
| 開設（承継）年月日 | 年 月 日 | |

2 診療(予定)日及び診療(予定)時間

| 診療日 | 診療時間 | 従前 (承継する場合のみ) |
|-----|------------------------------|------------------------------|
| 月曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 火曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 水曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 木曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 金曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 土曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| 日曜日 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 | 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 |
| | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定を記入 () | ※祝祭日及び年末年始などの休診予定を記入 () |

3 診療体制

| 職 種 | 人 数 | 従 前 (承継する場合のみ) |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| 医 師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 看護師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 薬剤師 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 事務員 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| その他の職員 職 名 _____ | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |
| 職 名 _____ | 常勤 : 人 非常勤 : 人 | 常勤 : 人 非常勤 : 人 |

4 施設の規模及び構造等

| | 施設の規模及び構造 | 従 前 (承継する場合のみ) |
|--------------|--|--|
| 取得、賃貸 借の別 | 取得 ・ 賃貸借 | 取得 ・ 賃貸借 |
| 土地面積 | m ² (m ²) () 内は補助対象面積 | m ² (m ²) () 内は補助対象面積 |
| 建物構造 | 造 階建 | 造 階建 |
| 建物面積 | 建築面積 m ² 延床面積 m ² (m ²) () 内は補助対象面積 | 建築面積 m ² 延床面積 m ² (m ²) () 内は補助対象面積 |

※小児科医療機関の施設が併用住宅の場合は、補助対象土地面積は建物に占める医療提供施設の割合で算出すること。ただし、併用住宅であっても小児科医療機関のためだけに利用する土地（専用駐車場など）はこの限りではない。

収支報告書

(小児科医療機関の名称) _____

| 区 分 | | 金額 (円) | 積算内訳 |
|--|---|--------|---|
| 収 入 | 西都市小児科医療機関 開設及び承継促進支援 事業補助金(当補助金) | ① | (①-②) × 1 / 2 注) 1千万円を上限とし、市の予算 の範囲内の金額とする。千円未 満の端数は切り捨てる。 |
| | その他の補助金 | ② | |
| | その他自己資金等 | ③ | |
| | 計 | ④ | =① |
| 支 出 (補 助 対 象 経 費) | 土地取得費 | ⑤ | |
| | 建物取得費又は 建物建設費 | ⑥ | |
| | 建物改修費 | ⑦ | |
| | コンサルタント費 | ⑧ | |
| | 医療機器購入費 | ⑨ | |
| | その他必要と認められ る費用 | ⑩ | |
| | 計 | ⑪ | =④ |

年 月 日

西都市長 様

住所

氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ④

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度西都市小児科医療
機関開設及び承継促進支援事業補助金について、西都市小児科医療機関開設及び承継促進支
援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記 載 [] | | |
| 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 [] | | |